

児童労働撤廃に向けた行動のための マラケシュ・グローバルフレームワーク



第6回児童労働撤廃世界会議

2026年2月11～13日、モロッコ・マラケシュ

2026 年 2 月

当文書は ILO 駐日事務所による仮訳であり、正文は原文とする

原文：[Marrakech Global Framework for Action against Child Labour](#)

児童労働撤廃に向けた行動のための マラケシュ・グローバルフレームワーク

序文

我々、政府、使用者団体および労働者団体の代表は、国連機関、国際団体、市民社会団体、企業、子育て支援機関、学術機関との協力の下で、2026年2月11日から13日までマラケシュに集い、第6回児童労働撤廃世界会議に参加した。そこで、

2025年までにあらゆる形態の児童労働を撲滅することを目指す持続可能な開発のための2030アジェンダのターゲット8.7、1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）および1973年の最低年齢条約（第138号）、1998年の労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（2022年改定）、および国連の児童の権利に関する条約（特に第32条および第12条）を想起し、

労働における基本的原則および権利は普遍的な人権であり、不変、不可分で相互に関連し補強する性質を持ち、児童労働の撤廃にとって重要であることを再確認し、

児童労働の撤廃において使用者団体および労働者団体が重要であり社会対話が中心的な役割を担うことを再確認し、

児童労働を撲滅するには人権に基づくサバイバー中心のアプローチが必要であり、そうしたアプローチは、政策やプログラムによる体系的な対応における説明責任や参加、エンパワメント、透明性という中核的な原則に根差したものであることを認識し、

2025年の第2回世界社会開発サミット、2022年の第5回児童労働撤廃世界会議をはじめとしてこれまでに開催された児童労働世界会議、および依然として極めて重要であるが完全な実施には至っていない児童労働の撤廃に関するダーバン行動要請における約束と取り組みの成果をさらに発展させ、

武力紛争下では児童労働のリスクが高まること、および児童労働の撤廃のためには平和と安定が不可欠の条件であることを認識し、

オンラインでの児童の搾取は、効果的な予防や対応を行うにはこの問題に特化した規制・介入戦略の策定・実施が必要となるが、そうした事案がもたらす課題が新たに生じていることを認識し、

アフリカ地域は、児童労働の撤廃に関して新たな手法や世界的に参考となる好事例の源泉だが、児童労働のまん延の度合いとそうした状況下にある児童の絶対数は同地域が最も大きく、アフリカでの集中的な取り組みが緊急に必要であることを認識し、

持続可能な開発目標（SDG）のターゲット 8.7 が未達成であり、依然として 1 億 3800 万人の児童が児童労働の状況にあり、そのうち 5400 万人が危険有害労働に従事し、7900 万人が 5 歳から 11 歳であることに危機感を抱き、

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの後続を含めた国際的な持続可能開発フレームワークにおいて児童労働撤廃を優先事項に掲げることの重要性を強調し、

グローバルサウス諸国の取り組みを支援して公正、包摂的かつ持続可能な方法で児童労働の撤廃に向けて前進するために、連帯と責任の分担に基づく、これまで以上の国際協力を促した。

I. 新たな約束

近年の児童労働の減少傾向や、国際的な政策動員の拡大、全加盟国による第 182 号条約の批准、児童労働の撤廃に向けた革新的なパートナーシップの強化などに見られるように、児童労働との闘いは大きく前進している。それにもかかわらず、SDG ターゲット 8.7 には依然として手が届かないままである。

行われている取り組みは課題の規模に見合っておらず、漸進的な変化では児童労働の持続的な減少を保証するにはもはや十分でない。こうした耐え難い状況に直面している今、緊急に行動の有効性を強化する必要がある。

第 6 回児童労働撤廃世界会議は、人口動態の転換やデジタル化、気候変動、拡大する不平等、政治・経済・人道面における多重危機、さらには不安定な情勢の悪化といった環境下で、各パートナーが変革的な行動に重点を置いた方向性に切り替えることを約束する、極めて重要な転機であり、明確な指標の設定や進捗の定期的な監視などを行うことにより、近年の成果を土台に、既存の取り組みの一貫性や有効性、範囲の強化を目指すパラダイムシフトとも言えるものである。

同時に我々は、児童労働撤廃の現実的な期限と各国・地域の個別状況にきめ細かに対応した介入手法のアプローチについて合意するために、全ての利害関係者が参加する包摂的な協議プロセスに着手することを約束する。そうした合意によって、判明した目標と現状の差を埋めて可及的速やかに児童労働の撤廃に向けて進むことができるのである。

II. 2030 年に向けたロードマップ¹

我々は、社会対話や部門間連携が果たす実証済みの重要な役割を考慮しつつ、全員が 2030 年までに児童労働撤廃の解決策を立案し、以下の行動の規模を拡大することを約束する。

1. 全加盟国による第 138 号条約の批准を達成する。そのために以下を行う

- (a) 全ての ILO 加盟国に対して、第 138 号条約の批准を検討し、必要に応じて批准を推進する国際労働事務局の取り組みを支援するように促す
- (b) 第 138 号条約未批准の加盟国に対して、批准に向けて障害となるいかなる状況でも克服できるよう、必要に応じて技術的支援を提供する

2. 国内法の枠組みを第 138 号条約・第 182 号条約の規定に合致させる。特に、以下を行う²

- (a) 雇用や労働の最低年齢は、第 138 号条約に従って「軽易な労働」の場合を除き義務教育修了年齢を下回らないように、さらに、いかなる場合でも 15 歳、または段階的な引き上げが行われる場合でも経過措置として 14 歳を下回ることがないようにする
- (b) 18 歳未満による危険有害労働を含む、あらゆる最悪の形態の児童労働を禁止する。また、児童に禁止される危険有害労働のリストを、社会的パートナーとの本格的で真摯な協議を通じて立案・策定し、導入し、定期的に見直す。その際、テクノロジーの使用に関連した最悪の形態の児童労働に特に重点を置く

3. 第 138 号条約・第 182 号条約の実施を確保する。そのために例えば以下を行う

- (a) 児童労働に関して、包括的で、性差に対応し、複数部門にわたる国内政策を導入・実施する。その際、1973 年の最低年齢勧告 (第 146 号) や、1999 年の最悪の形態の児童労働勧告 (第 190 号)、さらに国際協力の強化と開発途上国支援の重要性を考慮する
- (b) 地域に根差した統合的なアプローチを推進し、児童があらゆる形態の児童労働の状況に陥ることを効果的に防ぎ、いったん陥った場合には脱却させ、次々に別の形態の児童労働に陥ることを防ぐ
- (c) 最悪の形態の児童労働を撤廃するために、即時的かつ効果的で、期限を定めた対策をとる。その

¹この文書は拘束力を有しない。

²批准国における危険有害労働リストへのリンクなど、各国の法的枠組みに関する情報は、付属文書にあるように児童労働観察機関 (CLO) で入手できるようになり、定期的に更新される予定である。

ために例えば予防・保護策を導入し、加害者に対する制裁を執行し、児童労働に現在従事しているか過去に従事していた児童の観点を考慮し、適切なケア、精神保健サービスや心理的サポートが容易に利用できるようにし、女兒の特別な状況を考慮し、ジェンダーに基づく暴力に対処する

- (d) 司法制度の強化に加えて、監督官の継続的な訓練、専門家チームの設立、地域に根差した児童労働監督体制など他の社会的アクターとの連携、そして最悪の形態の児童労働撤廃を優先事項に掲げ、新たな就業形態やインフォーマル労働に対応した監督手順の実施を通じて、リソースが潤沢で十分な人材が確保された、独立した労働監督体制の強化を実施する
- (e) 女兒がリスクを負う割合が高い家事労働やその他の部門における児童労働に対処するための取り組みを加速し、家事労働における児童労働が広く受け入れられている現状を打破するには社会的意識の変革のために意識啓発や権利擁護に取り組み、そうした部門における長時間労働や夜間労働を含む危険有害労働を禁止する
- (f) 教師やその団体、労働組合を含む社会的パートナーの関与を得て、児童労働の事案が多く発生する部門に特化した戦略を強固な社会対話を通じて策定・実施する
- (g) 国際協力を強化し、被害者中心の、性差に対応した保護措置を国内法に従って進め、デジタル技術の責任ある設計・使用を促進することによって、そうしたテクノロジーで可能になる児童の商業的な性的搾取(CSEC)を含む、あらゆる形態の CSEC に立ち向かう
- (h) その他、児童の人身取引や強制された犯罪行為（物乞いや犯罪組織などによる不法活動、および武力紛争下での搾取を含み得る）など、最悪の形態の児童労働を撲滅する取り組みを再活性化する。そのために例えば、第 182 号条約第 3 条(a)および(d)に基づき、手段を問わず、軍隊や武装集団が行うあらゆる強制徴募に対する予防措置をとる
- (i) ぜい弱な状況にある児童は特にそうだが、全ての児童の出生登録が児童のかけがえのない存在を公式に記録する、中核的で必要不可欠な方策であることを強調する。出生登録は児童が基本的な権利を享受できるようにするものである。そうした権利には、教育や医療を受ける権利や、さらには迫害の恐れのある国への強制送還や強制労働、軍隊または武装集団による強制徴募などの権利侵害から保護される権利が含まれる
- (j) 児童労働撤廃のためのガバナンス体制を国内法に従って改善する。そのために、各国は明確なガイドラインや目標を持った戦略を策定・実施し、関連した取り組みの調整・監督を担う政労使三者で構成された国家機関を設置し、エビデンスに基づく公的な政策立案を支援するために児童労働に関するデータの収集、分析、発信を行うシステムを強化するなど、国として統合的な政策や行動を立案、調整、監視する体制を強化する。また、政府のさまざまなレベルにおける水平的・垂直的な連携に焦点を当てて政労使三者体制を強化する。さらに、児童が自らに関係するあらゆる事項に関して自由に見解を表明する権利を持てるようにする

- (k) 児童労働の防止・撤廃という目標を、貧困削減や貿易、児童の保護、環境面で持続可能な経済への公正な移行、移民ガバナンスといった、より広範の政策枠組みに統合する
- (l) 5 歳から 11 歳の児童は全世界の児童労働のうち最も大きな割合を占め、主に無報酬の家庭内労働という形で農林水産業において児童労働に従事しているが、撤廃に向けた取り組みがこれまで最も進んでいない。そうした児童労働に対処するために、対象を絞った戦略を設計・実施する。例えば、全ての児童の出生登録が行われるようにして、統合的な児童の保護システムを強化する
- (m) 児童労働は、特に開発途上国や後発開発途上国において世帯の貧困や、家族を基盤とするインフォーマルな生活手段により引き起こされることが多いこと、また、所得保障や、必要不可欠な公的サービスへのアクセスの確保、危険有害労働からの児童保護のために、貧困削減の取り組みを優先事項として重点的に取り上げるべきであることを認識する
- (n) 開発のためのリソースを割り当てて児童労働が行われている地域の近辺で必要不可欠なサービスを提供可能にすることなどにより、児童労働撤廃の取り組みを地方分権化する。市民社会団体や、協働組合を含む小規模生産者を代表する団体とのエンゲージメントを強化する。特に児童労働に従事している児童を特定し適切なサービスにつなぐために、地域コミュニティが自ら解決策を策定できるように支援する。労働監督を地域に根差した児童労働監視システムと連携させ、とりわけ農村部やへき地ではその欠如が児童労働を引き起こす重要な要因となる、水道・衛生、電気その他のインフラに投資する
- (o) 南南協力・三角協力、さらに複数の利害関係者間・多国間・全世界・各地域の協力メカニズムを推進する。これには、アライアンス 8.7 や「児童労働の無いラテンアメリカ・カリブ海諸国地域イニシアチブ」、「東南アジア諸国連合(ASEAN)」、「児童に対する暴力の撲滅のための南アジアイニシアチブ(SAIEVAC)」、「児童労働、強制労働、人身取引、現代奴隷制の撤廃に関するアフリカ連合 10 カ年行動計画」、「西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)」の主導による地域協力プロセス、「児童労働に関する南部アフリカ開発共同体(SADC)行動規範」の実施・監視が含まれる

- (p) 全ての労働者のための安全で健康的な労働環境を尊重し、推進し、実現する。そのために例えば、フォーマル雇用の創出、労働安全衛生、労働年齢世代の青年への専門的な訓練を支援して学業から就労への移行を確保する公的な政策を展開するほか、自発的な形で、相互合意に基づき、特に先進国から発展途上国への知識やベストプラクティスの共有を促進する
- (q) 人道支援を要する状況における児童労働を撤廃する。そのために、武力紛争における児童の強制徴募と闘い、その実施を防止するために、国内法に従って断固たる措置をとる。また、緊急事態における児童労働の防止と対応を強化するために、人道支援活動や開発に携わるあらゆるレベルの人々の間で実務上の調整・連携が行われるようにする
- (r) 児童を家事労働者として搾取する人身取引のネットワークや、児童の商業的性的搾取、薬物取引、その他の国をまたいだ犯罪活動の影響下にある移民児童など、移民児童が直面している児童労働を撤廃する

4. 農林水産業における児童労働を撲滅する。そのために以下を行う

- (a) 水産業や養殖業のように目標の達成が難しい分野を含め、農林水産業における児童労働の撲滅を目指す包摂的な世界戦略を策定するために、「農林水産業における児童労働に関する協力のための国際パートナーシップ(IPCCLA)」にリソースを提供し、また、農林水産業その他の農村部経済におけるあらゆるレベルの利害関係者間の協力を強化する。そのために、農業食品部門におけるディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）推進のための ILO 政策ガイドライン、1921 年の結社権（農業）条約（第 11 号）、1969 年の労働監督（農業）条約（第 129 号）および 2001 年の農業における安全健康条約（第 184 号）を推進する
- (b) 貧困を削減するために農村部経済と生産性の向上を支援する。そのために例えば、インフラやサービス、物流、効率性を向上するための技術、気候変動に賢く対応したより安全な農林水産業の実践に投資し、投入資材の適切な利用を推進し、農林水産業を労働者にとって魅力のあるものにする
- (c) 農村部の住民に対して労働監督や教育、医療、社会的保護サービス、雇用のフォーマル化支援の利用を推進し、農村労働者の組織化や協同組合、地域コミュニティが集団としての力を築き、代替的な生計手段を確保できるように活動する団体を支援する

5. 児童労働の撤廃のためにさまざまな分野からリソースを増強して調整と国際協力を強化する。そのために例えば以下を行う

- (a) 国際貿易の枠組みの中で児童労働撤廃に向けた協力を推進する

- (b) 世界銀行、国際通貨基金（IMF）、その他関連する国連機関など、国際的な金融機関との連携を推進し、各機関のプログラムや政策対話において組織的に児童労働の撤廃を主要な論点として位置づける
- (c) 児童労働の撤廃に焦点を当てたイニシアチブやプログラム、プロジェクト間の連携を推進する。そのために例えば、開発途上国や後開発途上国がこうした取り組みを効果的に拡大・実施できるように支えるイニシアチブに対して金銭的な支援が継続的に行われるようにする

6. 成人や若者のためのディーセント・ワークを推進し、インフォーマル雇用に立ち向かう。そのために例えば以下を行う

- (a) 労働における基本的原則および権利の推進、尊重、実現のための取り組みを強化し、全ての労働者を対象とする結社の自由の尊重や団体交渉権の効果的な承認を含む統合的なアプローチを通じて、ディーセントな労働条件を確保する。このアプローチは児童労働の根本原因に対処する極めて重要な手段である
- (b) 社会対話や団体交渉を強化し、賃金の設定を行う機関の権限を強化し、法定の、または交渉に基づく適切な最低賃金や、最低賃金から生活賃金への段階的な発展を推進する。その際、各国の事情や経済的要因を考慮し、ILO の専門家会合が生活賃金を含めた賃金政策に関して下す結論に沿い、国内法に従う
- (c) 2015 年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第 204 号）の実施を推進する。その際、ILO で 2025 年に行われたインフォーマル経済からフォーマル経済への移行促進のための革新的アプローチに関する一般討議における決議と 2002 年の ILO 協同組合の促進勧告（第 193 号）を考慮する
- (d) 生産性や雇用可能性、企業発展の主な要因となる実習や技能開発、職業訓練プログラムへの参加を通じて、若年者がディーセントな雇用の機会を享受できるよう支援する
- (e) 中小零細企業を中心とする持続可能な企業が成功し、投資し、ディーセント・ワークの機会を生み出すことができる環境を構築する

7. 児童が雇用や労働の最低年齢に至るまで、無償で、義務化され、包摂的で公平で質の高い基礎教育を普遍的に受けられるようにし、その年齢を越えた後にも生涯学習機会の継続的な提供を促進する。そのために、例えば以下を行う

- (a) 学習アウトカムに対して最も影響力のある要素は教師であると認識した上で、十分な支援を受け、有資格で意欲的な教師から全ての児童が指導を受けられることを保証する政策に投資する。これには、同様の資格を必要とする他の職業に劣らない水準に教師の給与を引き上げる政策や、継続的な専門能力開発を提供する政策が含まれる

- (b) 教師と教師を代表する団体を、団体交渉を含む有意義な社会対話を通じて、児童労働を撤廃するための政策の設計や実施、監視に関与させる

8. 社会的保護への普遍的アクセスを実現する。そのために以下を行う

- (a) 1952 年の社会保障（最低基準）条約（第 102 号）、2012 年の社会的な保護の土台勧告（第 202 号）および国連の 2025 年ドーハ政治宣言に沿って社会的保護の土台（最低限の社会的保護）を提供する。その際、農村部地域に留意し、またインフォーマル経済を含む全ての労働者が対象となるように留意する
- (b) 包括的で十分、かつ普遍的で財政的に持続可能な社会的保護制度へのアクセスを確立・強化する。これには、普遍的な児童手当に加えて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジや社会保険、学校給食プログラム、またはその他特定の国の事情や体制に基づきさまざまなニーズに対応する支援などの措置が含まれる
- (c) ぜい弱なグループ、特に児童労働のリスクがある児童、または児童労働に現在従事しているか過去に従事していた児童やその家族、地域コミュニティに対し、社会福祉や社会的保護の利用を推進するために、ソーシャルワーカーの役割を強化する

9. 国内外のサプライチェーンに組み込まれた児童労働を撲滅する。そのために例えば以下を行う

- (a) 「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」や「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、企業の人権デューディリジェンス実施を支援する
- (b) デイセント・ワークを可能とする責任ある購買・外注の慣行を推進し、労働における基本的原則および権利を尊重する
- (c) サプライチェーンにおけるデューディリジェンスの取り組みを補完する。そのために、政府、企業、使用者団体、労働者団体および市民社会間の連携を通じて、児童労働の根本原因に対処し、地域の児童保護システムを強化し、インフォーマル部門や規制の対象外となる部門を含むサプライチェーンの最下層にまで及ぶ、統合的で地域に根差したアプローチを推進・支援する
- (d) サプライチェーンにおける児童労働の防止と撤廃に向けて、人権のために尽力する企業文化を促進する国内外の法律や政策を構築する
- (e) 中小零細企業などの企業が持続可能になる環境を構築する
- (f) デューディリジェンスのベストプラクティスの共有や、複数の利害関係者・部門間における連携を推進する

III. 進捗の測定

このロードマップはダーバン行動要請を補完するものであり、同要請と合わせて実施されるべきである。我々は、その実施状況の進捗を監視し報告を行う。具体的には次の通りである。

1. ILO 第 138 号条約・第 182 号条約の実施に関して、また 1998 年の労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（2022 年改定）に基づく年次レビュー手続における進捗に関して、必要に応じて ILO の監視機構に報告を行う
2. SDG ターゲット 8.7、1.3 および 4.1 の進捗に関して報告を行う。これには、アライアンス 8.7 のパスファインダー国説明責任フレームワーク、「児童労働の無いラテンアメリカ・カリブ海諸国地域イニシアチブ」、および ASEAN、SAIEVAC、アフリカ連合、ECOWAS、SADC その他の地域イニシアチブにより規定された報告が含まれる
3. そのために、児童労働が行われている地域における児童労働の監視・改善システムの実施を支援する
4. そのために、ILO 児童労働観察機関（CLO）に情報を提供する

加えて、我々は、ILO として引き続き世界および各国における進捗を監視する体制を確保する。これは、世界推計、各国レベルの報告や分析作業を通じて行われ、付属文書に記載された指標が用いられる。

付属文書

以下の指標は、ILO が本行動枠組みの下で行われた約束の実施を監視するために用いられる。検証を行うための情報源は次の通りである。

- [ダーバン行動要請](#)の成果として設置された [ILO 児童労働観察機関](#)（CLO、ILO および加盟国のウェブサイトで一般に公開されている情報に基づき全加盟国の現状をまとめ、確認・検証のために各加盟国に提出された情報を保有している）
- 他の ILO データベース（[NORMLEX](#) や [ILOSTAT](#)）
- ILO の現地事務所
- [国連の持続可能な開発目標（SDG）指標データベース](#)

全ての指標に関する情報は、CLO により毎年更新・公表される。国際労働事務局は、ILO 理事会に対してその議題決定に影響を及ぼさない形で報告を作成する。

指標				
	関連する行動項目	指標	検証のための情報源	関与する ILO 構成員、国連機関その他の利害関係者
1	マラケシュフレームワーク II.1	第 138 号条約の批准 ベースライン：177 カ国 2030 年目標：187 カ国	NORMLEX	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO
2	マラケシュフレームワーク II.3 (a) ダーバン行動要請 C 41 44	児童労働に関する国家政策を有する加盟国の割合 ベースライン：27% 2030 年目標：100%	CLO	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNICEF
3	マラケシュフレームワーク II.3 (j) ダーバン行動要請 A 27 42 44	児童労働に関して国レベルで積極的に調整を行う仕組みの数（少なくとも 2 省庁が関与） ベースライン：今後決定 2030 年目標：今後決定	ILO	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNICEF

指標				
関連する行動項目	指標	検証のための情報源	関与する ILO 構成員、国連機関その他の利害関係者	
4 マラケシュフレームワーク II.2 (a) ダーバン行動要請 28	最低労働年齢が義務教育修了年齢を下回っていない加盟国の割合 ベースライン：59% 2030 年目標：100%	CLO	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNICEF	
5 マラケシュフレームワーク II.2(b) II.3(c) (d) (h) ダーバン行動要請 I III C	あらゆる最悪の形態の児童労働を禁止している加盟国の割合 ベースライン：70% 2030 年目標：100%	CLO	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNICEF	
6 マラケシュフレームワーク II.2 (b) ダーバン行動要請 2 16	危険有害労働のリストを作成している加盟国の割合 ベースライン：73% 2030 年目標：100%	CLO	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNICEF	
7 マラケシュフレームワーク II.3 (b) (c) (e) (j) (k) (l) (m) II.4 (a)	SDG 指標 8.7.1：経済活動と家事労働に従事している児童の割合（性別・年齢グループ別） ベースライン：国レベルで監視 2030 年目標：0%	ILOSTAT	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、FAO、ILO、UNICEF	
8 マラケシュフレームワーク II.3 (b) (c) (e) (j) (k) (l) (m) II.4 (a)	SDG 指標 8.7.1：経済活動に従事している児童の割合（性別・年齢グループ別） ベースライン：国レベルで監視 2030 年目標：0%	ILOSTAT	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、FAO、ILO、UNICEF	

指標				
関連する行動項目	指標	検証のための情報源	関与する ILO 構成員、国連機関その他の利害関係者	
9 マラケシュフレームワーク II.3 (i) (I) ダーバン行動要請 20	SDG 指標 16.9.1：行政当局に出生登録がなされている 5 歳未満児の割合（年齢別） ベースライン：国レベルで監視 2030 年目標：100%	国連 SDG 指標データ ベース	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNICEF	
10 マラケシュフレームワーク II.2 (a) II.4 (c) II.7 (a) (b) ダーバン行動要請 28	SDG 指標 4.1.2：初等教育、前期中等教育、後期中等教育の修了割合 ベースライン：国レベルで監視 2030 年目標：100%	国連 SDG 指標データ ベース	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNICEF	
11 マラケシュフレームワーク II.7 (a) (b) ダーバン行動要請 34	<u>UNESCO 教育 2030 行動枠組</u> で定められた目標を達成した加盟国の割合 ベースライン：50% 2030 年目標：100%	国連 SDG 指標データ ベース	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNESCO、UNICEF	
12 マラケシュフレームワーク II.4 (c) II.8 (a) (b) (c) ダーバン行動要請 35～40	SDG 指標 1.3.1：社会的保護の土台・システムの対象となっている人口の割合 ベースライン：52.4% 2030 年目標：100%	ILOSTAT	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、UNICEF、WHO	
13 マラケシュフレームワーク II.3 (d) II.6 II.8 (a) II.9 (c) ダーバン行動要請 5	SDG 指標 8.3.1：全雇用に占めるインフォーマル雇用の割合、性別・部門別（性別・経済活動ごと） ベースライン：57.7% 2030 年目標：	ILOSTAT	政府、使用者団体、労働者団体、市民社会団体、ILO、FAO	

指標			
関連する行動項目	指標	検証のための情報源	関与する ILO 構成員、国連機関その他の利害関係者
14 マラケシュフレームワーク	SDG 指標 8.8.2 :	ILOSTAT	政府、使用者団体、労働者団体、
II.5 (a) (b)	結社の自由と団体交渉権の効果		市民社会団体、ILO
II.6 (a) (b)	的な承認を国として遵守してい		
II.7 (b)	る水準		
ダーバン行動要請	ベースライン :		
4	2030 年目標 :		



第6回児童労働撤廃世界会議

2026年2月11~13日、モロッコ・マラケシュ